**現行定款の公告方法とは別に、貸借対照表の公告方法を定める定款変更例**

**※条番号や条文などは、法人の実際の定款に合わせてください。**

**（例１）官報に掲載する場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 | （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、官報に掲載して行う。 |

**（例２）日刊新聞紙に掲載する場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 | （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。 |

**（例３－１）電子公告において、法人のホームページに掲載する場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 | （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。 |

**（例３－２）電子公告において、「内閣府ＮＰＯポータルサイト」に掲載する場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 | （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPOポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。 |

**（例３－３）電子公告において、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告ができない場合の公告方法を定める場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 | （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、○○県において発行する○○新聞に掲載して行う。 |

**（例４）法人の主たる事務所において公衆の見やすい場所に掲示する場合**

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。 | （公告の方法）  第○○条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。 |